

## さいたま市告示第15号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和5年1月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発ビル

所在地 さいたま市浦和区高砂一丁目1000番 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 浦和駅西口南高砂地区市街地再開発組合

代表者氏名 理事長 染谷 幸一

住 所 さいたま市浦和区高砂二丁目1番16号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 未定

代表者氏名 未定

住 所 未定

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年8月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,575㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗地下2階 駐車場	151台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗外構 駐輪場①	46台
店舗外構 駐輪場②	20台
店舗地下1階 駐輪場③	556台
合 計	622台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
店舗地下1階 荷さばき施設	212.616㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
店舗西側 廃棄物保管施設	32.48㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時00分～午後11時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～午後11時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数
店舗南側 出入口	1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位 置	荷さばき可能時間帯
店舗地下1階 荷さばき施設	午前0時00分～翌午前0時00分

2 届出年月日

令和4年12月23日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和5年1月6日から令和5年5月8日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和5年1月6日から令和5年5月8日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944